

川越比企保健医療圏医療機能分化・連携推進部会設置要領

(平成29年12月1日坂戸保健所長決裁)

(目的)

第1条 川越比企保健医療圏（以下「構想区域」という。）における埼玉県地域医療構想を推進するため、埼玉県川越比企保健医療圏地域保健医療・地域医療構想協議会設置要綱（平成29年1月31日坂戸保健所長決裁）第9条に定める作業部会として、川越比企保健医療圏医療機能分化・連携推進部会（以下「部会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 部会は、次の事項について協議する。

- (1) 構想区域の医療機能分化・連携の促進及びその進行管理に関すること。
- (2) その他構想区域の医療機能分化・連携に関すること。

(構成員)

第3条 部会の会議の構成員は、次に掲げる関係者で構成するものとする。

- (1) 構想区域の医師会代表者
- (2) 構想区域の医療機関の代表者
- (3) 構想区域の保健所長
- (4) その他、医療機能分化・連携に係る関係者で部会長が必要と認めた者

(会議)

第4条 部会の会議の開催は坂戸保健所の長が通知する。

- 2 部会の会議には、必要に応じ、構成員以外の医療機関の関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 部会の会議の庶務は、坂戸保健所において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか会議に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年12月1日から施行する。